

映画「靖国 YASUKUNI」に関する再通知について

当社は平成 20 年 4 月 11 日、有限会社龍影と李纓監督及びアルゴ・ピクチャーズ株式会社に対し、映画「靖国 YASUKUNI」に関する通知を行ったが、この度、先方からの回答を踏まえ、再度、通知書を送付することとした（通知書の内容は以下を参照。アルゴ・ピクチャーズ株式会社宛は省略）。

当社としては、本通知書で指摘する「撮影許可手続が遵守されていない点」及び「事実を誤認させるような映像等」が削除、訂正され、本映画の上映を通じて事実と異なることが流布することのないよう、改めて強く要請した次第である。

なお、本映画は「10年にわたる記録映像で描いたドキュメンタリー」（平成 20 年 4 月 2 日付け朝日新聞夕刊掲載の広告）というが、過去 10 年、有限会社龍影及び李纓監督から取材撮影許可申請があったのは通知書で指摘した通りである。

平成 20 年 5 月 1 日

靖国神社広報課

通 知 書

拝復 有限会社龍影（以下「龍影」といいます。）及び李
纓氏の代理人である貴職からの平成20年4月25日付け
回答書に対し、次のとおり通知します。

貴職の回答は、当神社の平成20年4月10日付け通知
書（以下「前回通知書」といいます。）に対して、直接的
な回答をせず、単に回答を先延ばしにするものであって、
甚だ遺憾ではありますが、必要と考えられる限度で、補充
説明を行い、貴職の質問に対する回答としますので、速や
かに再回答をするよう求めます。

（1）撮影手続及び撮影対象について

当神社境内における取材及び撮影の許可については
、報道関係各社から個別に、1）撮影日時、2）取材場所
、3）取材目的、4）放送・掲載予定日を「境内における
取材及び撮影許可願い」（以下「許可願い」といいます。
）に記載して提出していただくことを原則としており、当神
社において許可・不許可の判断をし、許可された場合には
じめて取材・撮影ができることとなります。例外的に、毎
年8月15日のように多数の報道関係各社が参拝状況の取
材・撮影を行うことが恒例となっている場合等には、報道

関係者受付名簿への記載をもって許可願いの提出に代えるという取扱いをすることもあります。

龍影からの許可願いは、確認できる範囲では、次の3回提出されています。1回目は、平成17年8月15日に、撮影日時を「平成17年8月15日」、取材場所を「神社境内」、取材目的を「フェニックステレビ（香港）のドキュメンタリー」、放送・掲載予定日を「来年」とする許可願いの提出です。2回目は、平成17年10月17日に、撮影日時を「平成17年10月17日9時00分から」、取材場所を「靖国神社境内」、取材目的を「小泉首相の参拝」、放送・掲載予定日を「10月17日午後」とする許可願いの提出です。3回目は、平成18年8月15日の報道関係者受付名簿への記載です。

取材・撮影の許可に際しては、許可願いを提出した報道関係各社に取材要領を交付し、取材要領を遵守することを条件として許可しておりますので、龍影の上記3回の取材・撮影についても、取材要領の遵守が条件とされていたことは勿論です。

さて、本映画のパンフレットには、霊璽奉安祭と考えられる映像が掲載されていますが、その映像及び上記許

お願いから考えると、霊璽奉安祭の映像は平成17年10月17日に龍影によって撮影されたものと考えられます。そうだとすると、上記のとおり、同日に貴社から提出された許可願における取材目的は小泉首相の参拝ですので、霊璽奉安祭の撮影は、取材目的を逸脱し、当神社から許可を受けないまま行ったものであることが明らかです。前回通知書にも記載しましたように、霊璽奉安祭は、当神社の重儀であり、祭祀の尊厳性保持の観点から、仮に龍影から撮影の許可願が提出されたとしても、その撮影を許可することはありません。

また、龍影に交付した取材要領には、「参拝者を特定する形での撮影はお断り致します。」と明記しています。特定の参拝者をクローズアップするような撮影方法は、その参拝者個人のプライバシーや肖像権の問題が生じることから、許可条件の1つとしているわけです。さらに、当神社の職員についても、その顔を殊更にクローズアップするような撮影方法は、プライバシーや肖像権の問題が生じます。もっとも、プライバシー及び肖像権については、当該撮影対象者が承諾しているのであれば、問題が生じませんので、前回通知書に記載したとおり、もし本映画中に参

拝者及び当神社のプライバシー・肖像権の問題が生ずるような映像が含まれているのであれば、承諾をとるか削除するかの対応をとるよう求めたわけです。

ところで、本映画の試写会が既に何回も行われており、試写を観た人からの情報提供等により、霊璽奉安祭の映像だけではなく、当神社の許可を得ずに撮影した次のような映像が本映画に含まれていることが判明しました。1つは、本映画のキャストである高金素梅氏及び菅原龍憲氏が当神社の社務所に訪れて面談要求等を行っている場面の映像です。もう1つは、遊就館内の映像です。社務所内及び遊就館内の撮影は許可していませんので、それらの映像が無断撮影であることは明らかです。しかも、社務所内で面談要求等を行っている場面の映像には、対応した当神社の広報課長が撮影を止めるように求めているのに、執拗に撮影を続け、広報課長の表情をアップで撮影している映像があるとのことでした。

当神社としては、撮影を許可していない映像並びに個人が特定できる参拝者及び当神社の職員の映像を本映画に使用することを容認できません。本映画からの削除を強く求めます。

(2) 御神体について

明治44年に当神社が発行した「靖国神社誌」に所収されている「祭神 附御霊代」と題する文書は、「御霊代は神劍及神鏡にましまし」と記載し、御神体が神劍及び神鏡であることを明らかにしております。

このように当神社の御神体は「神劍及び神鏡」であるのに、「神劍」のみであるかのように紹介することは誤解を招きますし、ましてや「刀」と「劍」とは形状等が異なりますので、当神社の御神体が「刀」又は「日本刀」であると紹介することは甚だしく誤解を招くものであって、直ちに訂正するとともに、事実と異なる紹介をした旨の説明をしていただく必要があります。もし龍影及び李纓氏の調査不足から御神体について誤認したということであれば、できる限り速やかに訂正及び誤認であった旨の周知方法をとっていただけるものと考えております。

もっとも、本映画のパンフレットには、「そして知られざる事実がある。靖国神社のご神体は日本刀であり、昭和8年から敗戦までの12年間、靖国神社の境内において8100振りの日本刀が作られていたのだ。」と記載しているのに、平成20年4月2日付けの朝日新聞夕刊第8

面に掲載した本映画の広告の「解説」欄には、「この映画では、日本人にもあまり知られていない事実が明らかにされる。それは、靖国神社のご神体が刀と鏡であり、昭和8年から敗戦までの12年間、境内で8100振りの日本刀が作られていたという事実。」として、本映画のパンフレットの記載内容を一部訂正していることから推察すると、当神社の御神体が「神剣及び神鏡」であることに気付いたものの、本映画の中心的素材である靖国刀と当神社の御神体とを是が非でも関連付けたいという意図から、「神剣及び神鏡」であることを知りつつ「日本刀」又は「刀」としている疑いがあります。もしそうであるなら、著しく不当な対応と言わざるを得ません。直ちに全面訂正するよう強く求めます。

(3) 今後の対応について

以上のおおりに、当神社が撮影を許可していない霊璽奉安祭の映像、社務所内で撮影した映像及び遊就館内で撮影した映像並びにプライバシー権・肖像権に配慮していない映像を本映画から削除するとともに、当神社の御神体について正確な紹介をするよう要求します。本映画は間もなく公開すると聞いていますので、公開前に削除等の必要な

対応を採るよう強く求めます。

また、公開されて本映画の内容が具体的に明らかになった際には、当神社としても、本映画の内容を仔細に検討し、上記以外にも撮影手続又は撮影対象の点で問題のある映像があれば、追加で削除要求を行いますし、御神体以外にも当神社に対して誤った認識をもたらすような映像等があれば、その是正要求を行う所存ですので、この点についても通知しておきます。

なお、参考のために、龍影が提出した平成17年8月15日付け及び同年10月17日付け各許可願い、その際に交付した取材要領、「祭神 附御霊代」と題する文書の該当部分を別途送付します。

平成20年5月1日

〒102-8246

東京都千代田区九段北3丁目1番1号

通知人 靖國神社

総務部長 小方 孝次



20-18

〒160-0022

東京都新宿区新宿1丁目15番9号 さわだビル5階

被通知人有限会社龍影及び李纓氏代理人

弁護士 日隅一雄先生



この郵便物は 平成20年 5月 1日
第 7972 号書留内容証明郵便物として
差し出したことを証明します。



郵便事業株式会社

20-18

20.5.1